

岡口裁判官に対する弾劾裁判について慎重審理を求め る会長声明

1 声明の趣旨

当会は、裁判官弾劾裁判所に対し、仙台高等裁判所判事の岡口基一裁判官に対する罷免の裁判について、慎重に審理するよう求める。

2 声明の理由

2021(令和3)年6月16日、裁判官訴追委員会は、仙台高等裁判所判事兼仙台簡易裁判所判事岡口基一裁判官(以下「岡口裁判官」とする。)に対し、裁判官弾劾法第2条2号に該当する事実があったとして罷免の訴追を求め、本年3月2日に第1回公判期日が行われた。

(1) 憲法で裁判官の独立が手厚く保障されている趣旨

日本国憲法は、裁判官が憲法及び法律以外のいかなる外部的権威にも支配、影響されずに公平な裁判を行うため、裁判官の独立(76条3項)を定め、それを実効性あるものとするために、裁判官は、裁判により、心身の故障のために職務を執ることができないと決定された場合を除いては、公の弾劾によらなければ罷免されない(78条)と定めて裁判官の身分を厚く保障した。

これは、国家権力の介入により裁判の結果がゆがめられることもあった大日本帝国憲法下での反省から生まれた規定である。

そして、以上のような裁判官の身分保障は司法権の独立を側面から強化するものとされている。

このような憲法の趣旨を受け、裁判官の弾劾は、国会の各議院においてその議員の中から選挙された同数の裁判員で組織する弾劾裁判所が行い(国会法125条1項)、弾劾事由も、職務上の義務に著しく違反し、又は職務を甚だしく怠ったとき(裁判官弾劾法2条1号)、その他職務の内外を問わず、裁判官としての威信を著しく失うべき非行があったとき(同法2条2号)にのみ罷免できるとされ、厳しく制限されている。

一方で、弾劾裁判所が裁判官を罷免する裁判をした場合、当該裁判官は裁判官としての職を失うとともに(同法37条)、他の法曹資格も失うという峻烈な結果をもたらす(弁護士法7条2号、検察庁法20条2号)。

このように裁判官の身分と法曹資格を剥奪し、裁判官の独立に多大な影響を与える制度であるがゆえに、弾劾裁判所には慎重な審理と判断が求められる。

(2) 岡口裁判官への訴追理由

訴追状に記載されている岡口裁判官の行為は、担当外の刑事裁判及び民事

裁判の結果をインターネット上に短文の論評とともに紹介する等のものであり、裁判官の職務とは直接関係しない行為である。それらの行為（以下「本件訴追事由」とする。）については、刑事裁判及び民事裁判の関係者の感情を傷つける行為であったとして厳しい批判がある。確かに、刑事事件の被害者遺族について「洗脳されている」等と表現した行為はその意図や前後の文脈等を考慮するまでもなく明らかに不適切なものと言わざるを得ない。報道によれば、上記期日において岡口裁判官自身も表現行為の中に不適当なものが含まれていたことを認め謝罪したところでもある。

それでもなお、弾劾裁判が、運用いかんによっては、裁判官の独立、ひいては司法権の独立に大きな影響を及ぼしうるものであることに鑑みれば、本件については、憲法の趣旨に照らして、慎重に審理し判断されなければならない。

上記の通り、本件訴追事由は、職務外における行為等であるから、岡口裁判官を罷免するには、これら事由が「裁判官としての威信を著しく失うべき非行があったとき」に当たらなければならない。

過去の弾劾裁判の事案では、児童買春、ストーカー行為及び女性のスカート内の盗撮といった破廉恥行為や、裁判の公正を疑わせる収賄事案や政治的策動への関与が、「裁判官としての威信を著しく失わせる行為」と認定されていた。他方で、裁判官として明らかに品位を辱める行状であるものの、威信を著しく失うべき程度の非行とは認められないと判断され罷免されなかった例もある。

弾劾裁判所は、職務外の行為である本件訴追事由が、裁判官の威信を著しく失わせる程度に達しているものと評価できるのかを厳格に判断しなければならない。

加えて、本件訴追事由がいずれも岡口裁判官の表現行為であることも想起する必要がある。かかる表現行為に上記のように不適切なものが含まれていたとしても、その制裁が余りに重いものであれば、裁判官も享受している一般市民としての表現の自由を萎縮させ、ひいては一般市民の表現の自由をも萎縮させる危険があると言わざるを得ない。このような観点からも、岡口裁判官の行った表現行為等が罷免事由に該当するか否かについては、冷静かつ厳密に判断されなければならない。

3 結語

よって、当会は、弾劾裁判所に対し、岡口裁判官に対する罷免の裁判について、慎重に審理するよう求めるものである。

以上

2022年（令和4年）3月22日

千葉県弁護士会

会長 三浦 亜紀